る法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　（略）

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（削る）

一・二　（略）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって環境大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　（略）

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　書面申請等記載事項　法令の規定により申請等を書面等により行う場合において当該書面等に記載すべきこととされている事項（法令の規定により当該書面等の様式が定められている場合にあっては、当該様式に記載すべきこととされている事項）をいう。

二・三　（略）

（新規）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、書面申請等記載事項等を、法第三条第一項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により添付を要する書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録

一　電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二　当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

（削る）

2　電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。

一・二　（略）

三　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書

四　行政機関等が作成する電子証明書

3～7　（略）

（削る）

すべき事項であって、書面申請等記載事項等を除いたもの（次項において「添付事項等」という。）については、環境大臣が告示で定めるところにより、これを入力することに代えて、書面等により提出することを妨げない。

（新規）

2　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が、前項の規定により添付事項等を入力するときは、行政機関等は、環境大臣が告示で定める期間、当該入力に係る添付事項等の確認のために必要な限度において書面等を提出させることができる。

3　電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。

一・二　（略）

三　前二号に規定するもののほか、環境大臣が告示で定める電子証明書

（新規）

4～8　（略）

9～12　（略）